

日本動物実験代替法学会 評議員資格審査内規

(趣旨)

第1条 細則第8条の定める評議員資格審査委員会において、同規則の定める手続きによって評議員資格申請を審査するために本内規を設ける。

(評議員申請告知)

第2条 評議員資格審査委員会は、評議員申請に関する審査基準及び手続きについて、1月上旬までに会員全員に告知する。

(新規申請者審査)

第3条 新規に評議員資格を得ようとする会員は、原則として以下の基準(1)から(4)を全て満たすものとする。

(1) 申請時に本学会の会員歴が3年以上であること。

(2) 動物実験代替法分野における研究開発歴または職務経験歴が十分であること。または当該分野の発展に貢献したと認められる活動歴があること。

(3) 評議員として学会活動に寄与する意思が認められること。

(4) 現評議員1名の推薦が得られていること。

(継続申請者審査)

第4条 継続して評議員資格を得ようとする会員は、原則として以下の基準(1)及び(2)を満たすものとする。

(1) 過去の評議員会への出席状況(委任状を含む)が十分であること。

(2) 評議員として引き続き学会活動に寄与する意思が認められること。

(審査報告)

第5条 評議員資格審査委員会は、新規及び継続の評議員候補者に対して行った資格審査の結果を、4月末までに理事会に報告する。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、理事会の決定をもって行う。

付則

本規定は2010年2月5日より施行する。